

閣議の概要について

1. 根 拠

行政権は、内閣に属し、内閣は、首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣で組織。

内閣が職権を行うのは、閣議による。

2. 構成員

閣議は、内閣総理大臣及び国務大臣により構成。

内閣官房副長官、内閣法制局長官が陪席。

3. 運 営

閣議は、内閣総理大臣が主宰し、毎週、火曜日、金曜日に開催。必要に応じて、臨時閣議、持ち回り閣議を開催。

閣議の議事進行は、内閣官房長官が行い、陪席の内閣官房副長官及び内閣法制局長官は、案件説明、閣議運営の補助及び必要に応じて行政・法令に関する補足説明を担当。所管大臣から案件に関して発言が行われることがある。

閣議の意思決定に際しては、案件ごとに作成される閣議書に全大臣が署名（花押）。

閣議の議事は、全会一致が原則。

閣議は、非公開。

(行政権の行使について、国会に対して連帯して責任を負うとされ、対外的な一体性、統一性の確保が要請。)

4. 意思決定の形式

閣議における意思決定は、次のいずれかの形式により行われる。

○閣議決定

憲法又は法律により内閣の意思決定が必要とされる事項や、法令上規定がない場合でも特に重要な事項について決定。

○閣議了解

各府省所管に属する事項で他府省にも関係するなどその及ぼす

影響にかんがみ、閣議において意思決定しておく必要のある事項。

○口頭了解

関係閣僚会議の設置や特殊法人などの人事に関する事などで、閣議書を作成せずに口頭で了解する事項。

5. 閣僚懇談会

閣僚懇談会は、法令上の根拠はないが、通常、閣議に引き続いて行われ、各大臣がその所管に拘わらず国务大臣としての立場から、自由に忌憚のない意見交換を行う場であり、大臣給与の一部返納のような申合せを除いては、原則として意思決定を目的としない。

なお、単独で閣僚懇談会を開催することがある。

6. 閣議内容の公表

閣議後に、内閣官房長官が記者会見を行い、閣議の概要を発表。

また、情報公開法に基づく開示請求があった場合、閣議案件表、閣議書、閣議資料、あらかじめ大臣から提出のあった大臣発言要旨を開示。

(参考) 平成11年6月3日 衆・行政改革に関する特別委員会

野中国務大臣（内閣官房長官）：内閣法によりまして、「内閣がその職権を行うのは、閣議による」とされておるわけでございます。したがって、内閣としての最終的な意思決定は、閣議において、その構成員である総理大臣及び国务大臣の合議により行っておるところでございます。

このような閣僚同士の議論は、特に重大な国家機密や高度に政治性を有する事柄をも含めまして、自由に忌憚なく行われる必要があるわけでございまして、また憲法により、国会に連帯して責任を負う内閣でございますので、対外的に一体性、統一性の確保が要請されるところでございます。

これらの事柄から、閣議の議事録を作成し、これを公開することは適当ではないと考えて、つくっておりません。

◎関係条文

○日本国憲法（抄）

第六十五条 行政権は、内閣に属する。

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。

2 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。

3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

（略）

第七十三条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。

二 外交関係を処理すること。

三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。

四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。

五 予算を作成して国会に提出すること。

六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

○内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）

第一条 内閣は、国民主権の理念にのつとり、日本国憲法第七十三条その他日本国憲法に定める職権を行う。

2 内閣は、行政権の行使について、全国民を代表する議員からなる国会に対し連帯して責任を負う。

第二条 内閣は、国会の指名に基づいて任命された首長たる内閣総理大臣及び内閣総理大臣により任命された国務大臣をもって、これを組織する。

2 前項の国務大臣の数は、十四人以内とする。ただし、特別に必要がある場合においては、三人を限度にその数を増加し、十七人以内とすることができる。

第三条 各大臣は、別に法律の定めるところにより、主任の大臣として、行政事務を分担管理する。

2 前項の規定は、行政事務を分担管理しない大臣の存することを妨げるものではない。

第四条 内閣がその職権を行うのは、閣議によるものとする。

2 閣議は、内閣総理大臣がこれを主宰する。この場合において、内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関する基本的な方針その他の案件を発議することができる。

3 各大臣は、案件の如何を問わず、内閣総理大臣に提出して、閣議を求めることができる。

第五条 内閣総理大臣は、内閣を代表して内閣提出の法律案、予算その他の議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告する。

第六条 内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基いて、行政各部を指揮監督する。

第七条 主任の大臣の間における権限についての疑義は、内閣総理大臣が、閣議にかけて、これを裁定する。

附則

2 復興庁が廃止されるまでの間における第二条第二項の規定の適用については、同項中「十四人」とあるのは「十五人」と、同項ただし書中「十七人」とあるのは「十八人」とする。

閣議の公表について

〔平成24年6月4日初閣議
内閣官房長官発言〕

- 閣議や閣僚懇談会の席での議論がそのまま外部に公表される場合には、とかく閣内が統一性に欠けているかのような印象を外部に与えるおそれがある。
- 公表すべき事項は内閣官房長官から統一的に公表している。各閣僚におかれても、閣議や閣僚懇談会の議論を外部に漏らすことは、厳に慎んでいただきたい。
- 閣議の案件の中には、相手国や関係方面の手続が終了していないものなど諸般の事情から閣議決定後も不公表扱いとするものがある。これらについては、当然のことながら、閣議に付議されたという事実も含め、外部に漏れることがないように十分御留意願いたい。